しあわせ実感かかみがはら地方創生懇話会設置要綱

（令和５年１０月１６日決裁）

（設置）

第１条　将来にわたって活力ある地域社会を維持し、発展させる諸施策等について、関係者から幅広く意見を聴取するため、しあわせ実感かかみがはら地方創生懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（意見聴取事項）

第２条　懇話会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

（１）まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条第１項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において「総合戦略」という。）の策定及び変更に関する事項

（２）各務原市総合計画又は総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関する事項

（３）その他地方創生に関し市長が特に必要と認める事項

（組織）

第３条　懇話会は、１３人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

（１）学識経験を有する者

（２）商工業団体、地域の関係団体その他の公共的団体等の役員等

（３）金融機関又は報道機関の役員等

（４）労働者を代表する者

（５）市の職員

（６）その他市長が必要と認める者

（会議）

第４条　懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

２　会議の進行は、構成員の互選により定める会長が行うものとする。

３　会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

４　会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、構成員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴することをもって会議に代えることができる。

（守秘義務）

第５条　会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第６条　懇話会の庶務は、市長公室企画広報課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。